

栄養表示の食品単位に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月三日

藤末健三

参議院議長 山崎正昭殿

栄養表示の食品単位に関する質問主意書

現行の栄養表示制度において、健康増進法第三十一条に基づく栄養表示基準第二条は、販売する食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項として、「食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位」（以下「食品単位」という。）当たりの各栄養成分量及び熱量を定めている。また、どのような食品単位を用いるかについては、事業者が食品の特性に応じて任意に設定できることになっている。しかし、制度の趣旨からすれば、できるだけ消費者のニーズに沿うものにすることが望まれる。

消費者庁が平成二十五年二月に実施した「栄養表示に関する消費者読み取り等調査事業」によれば、約七割の消費者が内容量に応じた栄養表示がよい旨の回答をしたとされている。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 実際に販売されている食品の熱量表示を見ると、「百グラム当たり」等の重量当たりの熱量を表示し、袋単位・箱単位といった内容量に応じた表示がされていないものが、特に高熱量食品において多く散見される。このような栄養表示については消費者のニーズに沿うものとは言えないと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 政府として、実際に販売されている食品の栄養表示の状況を把握するため、何らかの調査を行うべきと考えるがいかか。

三 食品表示法に基づく新たな食品表示基準が平成二十七年六月二十七日までに施行される予定である。新たな食品表示基準における栄養表示の食品単位について、検討状況、今後の方針を明らかにされたい。

右質問する。